

# 意見書

平成 17 年 9 月 27 日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) びーびーかぶしきがいしゃ  
氏 名 ソフトバンク B B 株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

涉外第 17-183 号

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) にっぽん かぶしきがいしゃ  
氏 名 日本テレコム株式会社  
だいひょうしつこうやくしゃちょう くらしげ ひでき  
代表執行役社長 倉重 英樹

情報通信審議会議事規則第 5 条および接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 17 年 8 月 29 日付け情審通第 91 号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 弊社の意見

今回の接続料見直しは、当該機能の料金算定に利用された需要と実績が大きく乖離したことが背景となっております。当該機能については、料金算定時の需要は機能利用事業者の想定需要を基に算定されたものであることから、その需要の乖離による未回収コストを、東西NTT殿だけに負担させることは不相当との判断にいたったものと推察いたします。弊社としても、当該機能についてはこの要因に鑑み、何らかの調整を行うことに反対するものではありません。

しかしながら、今回の措置（再調達価額による原価算定）は将来原価方式を採用する接続料の算定期間後に適用される一般的ルールとしては、以下のような問題点があり、不相当なものと考えます。

今回の措置については、今回限り適用される特例とし、過去原価方式への移行を含む将来原価方式算定期間後の取り扱いに関する一般ルールについては別途検討を深めるべきと考えます。

## 今回の措置の問題点

項目	内容
(1)発動条件	措置の発動条件が「原価と収入が大きく乖離した場合」とされておりませんが、乖離の程度は明確ではありません。乖離の要因について検討すべきと考えます。仮に、東西NTT殿の要因により、原価が大幅に上昇した場合であっても、再算定が可能となることとなりますが、このようなケースにおいても料金の変更を認めることは適当ではないと考えます。 今回は収入が原価を大きく下回った場合となっておりますが、逆に収入が原価を大きく上回った場合の取り扱いが規定されておりません。
(2)算定期間内の料金変更	今回のように当初の原価算定期間終了後に調整を行うか、原価算定期間内に料金変更により対応するかの基準が規定されておりません。
(3)再調達価額の採用	再調達価額を採用した場合には、当初費用額（実際に要した額）を超える場合も想定されます。この場合、実際に要した額以上に回収を図ることとなり、不相当であると考えます。 機能導入時の調達価額に委託作業費の効率化実績を加味することで再調達価額を算出していますが、当該算出方法が今後の算出においても適しているものであるかについて、検討が必要と考えます

以上